

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	生谷地区 (生谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月27日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

生谷地内の農地は農振地域内の白地となっている。現状地域内農地において水稻作付けが1農家、自家野栽培農家が10農家となっており、利用農地は少なく地域内農地の多くは自己保全農地となっている現状であり、現水稻栽培農家も現在の農業機械が壊れた段階で継続は検討する方向となっている。過年行政から基盤整備取組の協議もあったが農会内で検討し基盤整備に取り組まない方向を決定した経緯もあり、担い手となる農業者への農地貸出を希望しても受け手の無い状況が続いており、担い手確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現農業者は農地利用を継続するが、年齢・農業機械の状況により継続が出来ない場合は住居等への農地転用・売却を検討している状況もあり将来的に農業継続が難しい状況と考えられている農家が多く、現状を踏まえ今後も地域で検討が必要との結果となった。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

用途地域・農振白地であり所有者の意向により転用も可能なため現状区域設定は難しいので、所有者個々の意見を最優先にする方向が望ましいため今後地域で検討する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3)基盤整備事業への取組方針
過去基盤整備事業への取組について集落で検討したが、実施しない方向で決定した経緯もあり今後検討とする
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後検討
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--